

平成 2 7 年度

川西市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

川 西 市 監 査 委 員



平成28年9月5日

川西市長 大塩 民生 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 岩本 吉志子

川西市監査委員 鈴木 光 義

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び  
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおりその意見を提出します。



## 目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
	健全化判断比率及び資金不足比率の概要	2
1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要	2
2	健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計	3
3	財政規模(健全化判断比率の分母)	4
	健全化判断比率の状況	5
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率(3カ年平均)	8
4	将来負担比率	15
	資金不足比率の状況	24
1	資金不足比率(公営企業ごとに算定)	24
	参考資料	
	阪神7市における比率の推移について	26

### (表示の方法)

- 1 文中の金額は原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。
- 2 表中の金額は原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各比率の計数は表示単位未満を四捨五入した。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率については国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。



## 平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第 1 審査の対象

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

### 第 2 審査の期間

平成 28 年 8 月 5 日から同年 8 月 22 日まで

### 第 3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、各財政指標が法令等に規定する方法に基づいて適正に算定されているか、また、財政指標の算定基礎となる書類等が適正に作成されているか等の点について検討を加え、関係帳簿類及び証憑類の抽出照査、関係職員からの説明の聴取等を実施した。

### 第 4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認めた。

健全化判断比率・資金不足比率 年度比較表

(単位:%)

比率の名称	25年度	26年度	27年度	増減 (ポイント)	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率						
実質赤字比率 1	-	-	-		2 11.81	20.00
連結実質赤字比率 1	-	-	-		2 16.81	30.00
実質公債費比率	12.3	11.9	12.2	0.3	25.0	35.0
将来負担比率	147.3	133.4	114.1	19.3	350.0	
資金不足比率					経営健全化基準	
水道事業会計 1	-	-	-		20.0	
下水道事業会計 1	-	-	-			
病院事業会計	16.0	25.8	13.8	12.0		

1 比率が算定されない場合は、「-」で表示している。

2 財政規模に応じて毎年度算定が必要なため、27年度の基準を記載している。

#### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率では、実質赤字額は生じていない。
- (2) 実質公債費比率は 12.2% で、早期健全化基準 (25.0%) を下回っている。
- (3) 将来負担比率は 114.1% で、早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。

#### 2 資金不足比率

水道事業会計及び下水道事業会計では、資金不足額は生じていない。

病院事業会計の資金不足比率は 13.8% である。前年度は 25.8% で、経営健全化基準の 20.0% 以上となったが、当年度に 12.0 ポイント低下 (改善) し、同基準を下回っている。

## 健全化判断比率及び資金不足比率の概要

### 1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率(同法第2条：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率(同法第22条)の算定概要は、次表のとおりである。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定概要

比率の名称	比率の計算式	早期健全化基準
		財政再生基準
<b>健全化判断比率</b>		
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額	財政規模に応じ 11.25～15% (27年度当市11.81%)
	$\frac{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$	20%
連結実質赤字比率	連結実質赤字額	財政規模に応じ 16.25～20% (27年度当市16.81%)
	$\frac{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$	30%
実質公債費比率 (3カ年平均)	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$	25%
	$\frac{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$	35%
将来負担比率	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$	350%
	$\frac{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$	-
資金不足比率 (各企業ごとに算定)	資金の不足額	(経営健全化基準) 20%
	事業規模	-

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準あるいは財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画あるいは財政再生計画を定めなければならない(将来負担比率のみ財政再生基準は設けられていない)。

また、地方公共団体が経営する公営企業についても、各公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。病院事業においては、前年度に同基準を上回ったため、平成28年3月に同計画を策定している。



## 2 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

当市の平成 27 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、次表のとおりである。

健全化判断比率等の対象会計

法令等の区分		当市の該当会計	
一般会計等	一般会計	一般会計	実質赤字比率
	一般会計等に属する特別会計	用地先行取得事業特別会計	
		中央北地区土地区画整理事業特別会計	
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	連結実質赤字比率
		後期高齢者医療事業特別会計	
		農業共済事業特別会計	
		介護保険事業特別会計	
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	実質公債費比率
		下水道事業会計	
		病院事業会計	
一部事務組合・広域連合		猪名川上流広域ごみ処理施設組合	将来負担比率
		丹波少年自然の家事務組合	
		兵庫県後期高齢者医療広域連合	
		兵庫県市町村職員退職手当組合	
地方公社・第三セクター等		川西市土地開発公社	資金不足比率
		一般財団法人川西市都市整備公社	
		川西都市開発株式会社	
		株式会社パルティ川西	
		公益財団法人阪神北広域救急医療財団	
		社会福祉法人阪神福祉事業団	

団体名は、平成28年3月末現在の名称で記載している。

### 3 財政規模（健全化判断比率の分母）

健全化判断比率では、各地方公共団体の財政規模を比較する数値として「標準財政規模〔地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（臨時財政対策債発行可能額を含む）〕」が採用されており、各比率の分母（実質公債費比率及び将来負担比率は、この額からそれぞれ元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額）となっている。

「標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)」の年度別推移は、次表のとおりである。

標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の年度別推移

(単位:千円、%)

区 分	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
(1) 標準財政規模	25,969,266	26,456,413	27,301,421	845,008	3.2
標準税収入額等	20,294,682	20,699,333	21,209,289	509,956	2.5
普通交付税	5,674,584	5,757,080	6,092,132	335,052	5.8
(2) 臨時財政対策債発行可能額	3,116,800	2,846,533	2,514,155	332,378	11.7
合 計	29,086,066	29,302,946	29,815,576	512,630	1.7

当年度の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)は298億1,557万円で、前年度に比べ5億1,263万円(1.7%)増加している。これは主に、標準税収入額等が増加したためである。

#### (1) 標準財政規模

標準財政規模は、「その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標」である。地方公共団体の財政規模を比較するに当たっては、国庫補助金や地方債などの特定財源が含まれており単純に比較することが難しいため、これらの特定財源を控除し、地方税や普通交付税などの通常経的に収入されるであろう一般財源の額で比較することが適当であるとして財政健全化法において採用されている。

【計算式】  $(\text{基準財政収入額} - A) \times 100/75 + A + \text{普通交付税}$

$A = \text{地方譲与税の一部} + \text{交通安全対策特別交付金}$

$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75/100 + \text{地方譲与税等}$

#### (2) 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているもので、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に交付税措置されるとされている。

## 健全化判断比率の状況

### 1 実質赤字比率

#### (1) 実質赤字比率の概要

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する比率であり、11.81%（当市27年度の場合）が早期健全化基準、20%が財政再生基準である。なお、当市における「一般会計等」の対象会計は、一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計である。

#### 【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

#### (2) 実質赤字比率の状況

平成27年度決算における実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増 減(a)-(b)	増減率
一般会計等の実質収支額 ( 実質赤字額) (A)	414,320	435,936	469,290	33,354	7.7
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む) (B)	29,086,066	29,302,946	29,815,576	512,630	1.7
実質赤字比率 (A)/(B)	-	-	-		
参考 (黒字比率) ( 1)	(1.42%)	(1.48%)	(1.57%)	(0.09ポイント)	

1 実質赤字額がない場合、実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の一般会計等では実質赤字額が生じておらず、比率は算定されていない。

当年度の実質収支額は4億6,929万円の黒字であり、前年度に比べ3,335万円(7.7%)増加している。なお、黒字比率としては1.57%となり、前年度に比べ0.09ポイント上昇している。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次表のとおりである。

一般会計等の実質収支額の状況(27年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源(d) ( 1)	実質収支額 (c)-(d)
一 般 会 計	55,975,727	52,098,427	3,877,300	63,626	3,813,674
用地先行取得事業特別会計	860,665	3,809,118	2,948,453	83	2,948,536
中央北地区土地区画整理事業特別会計	1,661,705	2,011,107	349,402	46,446	395,848
合 計	58,498,097	57,918,652	579,445	110,155	469,290

会計間の重複額を控除した純計額で表示している。

1 翌年度へ繰り越すべき財源 = 継続費 + 繰越明許費 + 事故繰越額 + 事業繰越額 + 支払繰延額  
- ~ に係る未収入特定財源

## 2 連結実質赤字比率

### (1) 連結実質赤字比率の概要

連結実質赤字比率は、「地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率」であり、当比率は、地方公共団体が設けている各会計を網羅するフロー指標である。当市 27 年度の場合、早期健全化基準は 16.81% (各団体の財政規模に応じて毎年度算定)、財政再生基準 30%である。当市における対象会計は、一般会計、特別会計(6 会計)及び公営企業会計(3 会計)である。

なお、公営企業会計では、一般会計等でいう「実質赤字」の類似概念として「資金不足額」を採用しており、この資金不足額は、地方公営企業法適用企業の場合、基本的に「流動負債の額が流動資産の額を超える場合において、その超える額」と定義される。

#### 【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ (\text{臨時財政対策債発行可能額を含む})$$

### (2) 連結実質赤字比率の状況

27 年度決算における全会計の実質赤字額(資金不足額)を合計した連結実質赤字比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

#### 連結実質赤字比率の年度別推移

(単位:千円・%)

区 分	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一般会計等(実質収支額) (A)	414,320	435,936	469,290	33,354	7.7
一般会計	414,320	435,936	469,290	33,354	7.7
用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	-
中央北地区土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	-
ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計(実質収支額) (B)	308,791	678,807	586,087	92,720	13.7
国民健康保険事業特別会計	46,336	436,749	370,317	66,432	15.2
後期高齢者医療事業特別会計	60,037	72,426	75,997	3,571	4.9
農業共済事業特別会計	0	0	0	0	-
介護保険事業特別会計	202,418	169,632	139,773	29,859	17.6
イ 公営企業会計(資金剰余額・資金不足額) (C)	4,705,267	4,525,124	5,271,500	746,376	16.5
法適用 水道事業会計	3,749,759	3,844,885	3,887,280	42,395	1.1
" 下水道事業会計	1,566,369	1,698,599	2,000,624	302,025	17.8
" 病院事業会計	610,861	1,018,360	616,404	401,956	-
合 計 (A) + (B) + (C) = (D)	5,428,378	5,639,867	6,326,877	687,010	12.2
標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む) (E)	29,086,066	29,302,946	29,815,576	512,630	1.7
連結実質赤字比率 (D) / (E) 参考(黒字比率) ( )	- (18.66%)	- (19.24%)	- (21.22%)	(1.98ポイント)	

連結実質赤字額がない場合、連結実質赤字比率は「-」で表示される。

当年度の当市全会計における実質収支額及び資金剰余額(又は資金不足額)の合計額は、63億2,687万円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。連結実質黒字額は、前年度に比べ6億8,701万円(12.2%)増加しているが、これは主に、国民健康保険事業特別会計で6,643万円が減少したものの、公営企業会計の下水道事業会計(資金剰余額)で3億202万円が増加するとともに、病院事業会計で資金不足額が4億195万円減少したためである。この結果、黒字比率としては21.22%となり、前年度に比べ1.98ポイント上昇している。

なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業の特別会計については、制度的に翌年度に精算行為が行われるが、実質収支額はそれらの精算行為を加味せず、あくまでも当該年度末における収支の状況を算定しているものである。

実質赤字比率で算定した一般会計、用地先行取得事業特別会計及び中央北地区土地区画整理事業特別会計以外の各会計別の実質収支額及び資金剰余額(資金不足額)の状況は、次表のとおりである。

ア 一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計

#### 特別会計(一般会計等以外)の実質収支額(27年度決算)

(単位:千円)

会 計	歳入総額 (a)	歳出総額 (b)	差引額 (c)=(a)-(b)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (d)	実質収支額 (c)-(d)
国民健康保険事業	20,492,950	20,122,633	370,317	0	370,317
後期高齢者医療事業	2,686,273	2,610,276	75,997	0	75,997
農業共済事業	8,311	8,311	0	0	0
介護保険事業	11,300,974	11,161,201	139,773	0	139,773
合 計	34,488,508	33,902,421	586,087	0	586,087

イ 公営企業会計(詳細は、24P「資金不足比率」参照)

#### 公営企業会計における資金剰余額・資金不足額(27年度決算)

(単位:千円)

会 計	流動資産等 (1) (a)	流動負債等 (2) (b)	算入地方債 の現在高 (3) (c)	資金剰余額 (資金不足額) (d)=(a)-(b)-(c)	解消可能資金 不足額 (4) (e)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を 加味した資金不足額) (d)-(e)
水道事業	4,399,856	512,576	0	3,887,280	0	3,887,280
下水道事業	2,352,157	349,343	2,190	2,000,624	0	2,000,624
病院事業	736,870	1,353,274	0	616,404	0	616,404
合 計	7,488,883	2,215,193	2,190	5,271,500	0	5,271,500

- 1 流動資産等 流動資産の額 - 控除財源 - 控除額 + 貸倒引当金(経過措置)
- 2 流動負債等 流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - 控除引当金等(経過措置)  
- PFI建設事業費等
- 3 算入地方債の現在高 建設改良費・準建設改良費(地方債に関する省令第12条に規定するもの)以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
- 4 解消可能資金不足額 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

### 3 実質公債費比率（3カ年平均）

#### (1) 実質公債費比率の概要

実質公債費比率は、「一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率」であり、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。

また、当比率は、地方債協議・許可制度において許可を要する団体への移行基準、段階的な起債制限の基準として地方財政法に定められており、18%以上になると地方債許可団体に移行し、25%以上になると単独事業の起債が認められなくなり起債制限団体となる。

#### 【計算式】 実質公債費比率（3カ年平均）

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{cc}
 \boxed{\text{(A)}} & \boxed{\text{(B)}} \\
 \text{地方債の元利償還金} & \text{準元利償還金 ( 1 )} \\
 \text{(繰上償還等除く)} & \\
 \end{array} \\
 + \\
 \begin{array}{cc}
 \boxed{\text{(C)}} & \boxed{\text{(D)}} \\
 \text{特定財源 ( 2 )} & \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\
 \text{ - ( )} & \text{基準財政需要額算入額 14P参照} \\
 \end{array} \\
 + \\
 \begin{array}{cc}
 \boxed{\text{(E)}} & \boxed{\text{(D)}} \\
 \text{標準財政規模 4P参照} & \text{元利償還金・準元利償還金に係る} \\
 \text{(臨時財政対策債発行可} & \text{基準財政需要額算入額 14P参照} \\
 \text{能額を含む)} & \\
 \end{array} \\
 \hline
 \end{array}$$

#### 1 (B) 準元利償還金〔ア～オまでの合計額〕

- ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額及び減債基金積立不足額を考慮して算定した額
- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金の利子

#### 2 (C) 特定財源

国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税、その他

(2) 実質公債費比率の状況

27年度決算における実質公債費比率(3カ年平均)の状況及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

実質公債費比率の年度別推移

(単位: %)				
比 率	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)
実質公債費比率 (3カ年平均)	12.3	11.9	12.2	0.3ポイント

【27年度決算の状況(25年度～27年度までの3カ年平均)】

$$\left( \begin{array}{l} \text{(A)} \\ \text{元利償還金} \\ \text{(繰上償還等} \\ \text{除く)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(B)} \\ \text{準元利償還金} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{(C)} \\ \text{元利・準元利償} \\ \text{還金に充てられる} \\ \text{特定財源} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(D)} \\ \text{基準財政需要額} \\ \text{に算入された元} \\ \text{利・準元利償還金} \end{array} \right)$$

(単位: 千円)				
25年度	( 7,288,736 + 2,655,154 )	( 3,000,215 + 3,598,627 )		3,345,048
26年度	( 6,663,175 + 2,658,563 )	( 2,654,581 + 3,818,256 )		2,848,901
27年度	( 6,371,856 + 2,706,875 )	( 2,174,779 + 3,638,378 )		3,265,574
27平均	( <b>6,774,589 + 2,673,531</b> )	( <b>2,609,858 + 3,685,087</b> )		<b>3,153,174</b>
26平均	( 7,062,893 + 2,662,615 )	( 3,025,889 + 3,661,523 )		3,038,096
増減	( 288,304 + 10,916 )	( 416,031 + 23,564 )		115,078
増減率	4.1% 0.4%	13.7% 0.6%		3.8%

(E) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)		(D) 基準財政需要額に算入された 元利・準元利償還金		
25年度	29,086,066	3,598,627		25,487,439
26年度	29,302,946	3,818,256		25,484,690
27年度	29,815,576	3,638,378		26,177,198
27平均	<b>29,401,529</b>	<b>3,685,087</b>		<b>25,716,442</b>
26平均	29,084,938	3,661,523		25,423,414
増減	316,591	23,564		293,028
増減率	1.1%	0.6%		1.2%

実質公債費 比率 (3カ年平均)	<b>12.2%</b>
------------------------	--------------

25年度	13.12430
26年度	11.17887
27年度	12.47488
27平均	<b>12.2</b>
26平均	11.9
増減	0.3

当年度の実質公債費比率(3カ年平均)は12.2%(早期健全化基準25.0%)で、前年度算定に比べ0.3ポイント上昇している。これは、分母では、標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)の増により控除額を差し引いた合計が2億9,302万円(1.2%)増加したのに対して、分子では、元利償還金(繰上償還等を除く)で2億8,830万円(4.1%)が減少したものの、控除額となる元利・準元利償還金に充てられる特定財源で4億1,603万円(13.7%)減少したことなどにより、実質的な公債費の合計額が1億1,507万円(3.8%)増加したためである。元利償還金の減は、主に一般会計の償還金に係るもの、元利・準元利償還金に充てられる特定財源の減は、主に不動産売払収入の減によるものである。

単年度比率は12.4%で、前年度に比べ1.3ポイント上昇している。これは主に、分子のうち、元利償還金で、一般会計の償還金の減などにより2億9,131万円(4.4%)減少したものの、控除額となる元利・準元利償還金に充てられる特定財源が4億7,980万円(18.1%)及び基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金が1億7,987万円(4.7%)減少したことで、分子全体の実質的な公債費の合計が4億1,667万円(14.6%)増加したためである。

なお、当比率の算定においては、都市計画税を「元利償還金・準元利償還金に充当可能な特定財源」として取り扱うため、都市計画事業費が増加した場合は、特定財源として算入される都市計画税充当額が少なくなり、当該比率を上昇(悪化)させる要因となる。当年度算定における都市計画税算入による特定財源(3カ年平均)は14億334万円で、前年度算定に比べ4,012万円(2.8%)減少している。

当比率について、準元利償還金では、今後もキセラ川西推進事業に係る市都市整備公社に対する補助金、猪名川上流広域ごみ処理施設組合への組合債償還負担金等が多額で推移するものの、元利償還金で借換債を除いた実質的な公債費の減少により、おおむね減少傾向で推移するものと予想される。

当比率の計算式に示している(A)から(D)の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(E)の標準財政規模については4P参照〕。



(3) (A) 元利償還金（繰上償還等を除く）〔3カ年平均算入額・67億7,458万円〕

「(A)元利償還金（繰上償還等を除く）」には、一般会計等に係る地方債の元利償還金総額から、一般財源の負担額を実質的に増加させないもの又は軽減するもの（償還期限を繰り上げて償還を行ったもの及び借換債を財源として償還を行ったもの等）を除外した額を算入する。

「(A)元利償還金（繰上償還等を除く）」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

一般会計等に係る元利償還金（繰上償還等除く）

（単位：千円・％）

区 分	25年度 (3カ年平均)	26年度(b) (3カ年平均)	27年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
公債費（一般会計等に係るものに限る）	7,792,725	8,125,485	8,111,544	13,941	0.2
控除額	538,539	1,062,592	1,336,955	274,363	25.8
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	488,539	988,192	1,244,715	256,523	26.0
満期一括償還地方債の元金に係る分	50,000	74,400	92,240	17,840	24.0
(A) 元利償還金（繰上償還等を除く）	-	7,254,187	7,062,893	288,304	4.1

繰上償還等を除く元利償還金(3カ年平均額)は67億7,458万円で、前年度算定に比べ2億8,830万円(4.1%)減少している。これは主に、借換債を財源とした償還額の増により、公債費からの控除額で2億7,436万円(25.8%)増加したためである。

(4) (B) 準元利償還金〔3カ年平均算入額・26億7,353万円〕

「(B)準元利償還金（地方債の元利償還金に準ずるもの）」には、公営企業債の償還金に対する繰出金、一部事務組合等に対する負担金・補助金のうち地方債償還の財源に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの合計額を算入する。

「(B)準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

準元利償還金(地方債の元利償還金に準ずるもの)

(単位:千円・%)

区 分	25年度 (3カ年平均)	26年度(b) (3カ年平均)	27年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)	57,106	74,471	91,138	16,667	22.4
イ 公営企業債の償還費に対する一般会計等からの繰出金	1,041,741	921,039	860,302	60,737	6.6
水道事業	285	196	220	24	12.2
下水道事業	792,541	741,222	746,631	5,409	0.7
病院事業	248,915	179,620	113,451	66,169	36.8
ウ 一部事務組合等に対する負担金・補助金	728,535	763,940	763,875	65	0.0
エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	846,097	902,050	956,564	54,514	6.0
オ 一時借入金の利子	2,295	1,114	1,652	538	48.3
合 計 (B)準元利償還金	2,675,774	2,662,615	2,673,531	10,916	0.4

準元利償還金(3カ年平均額)は26億7,353万円で、前年度に比べ1,091万円(0.4%)増加している。これは主に、公営企業債の償還費に対する繰出金で6,073万円減少したものの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(市都市整備公社補助金等)で5,451万円及び満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額で1,666万円増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

- ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額〔3カ年平均・9,113万円〕
  - ・兵庫のじぎく債(兵庫県市町共同公募債)償還額の30分の1を計上している。
- イ 公営企業債の償還費に対する一般会計等繰出金〔3カ年平均・8億6,030万円〕
  - ・水道事業、下水道事業及び病院事業に対する繰出金のうち、繰出実績や公営企業繰出基準等に基づいて算出した額を計上している。
- ウ 一部事務組合等に対する負担金・補助金〔3カ年平均・7億6,387万円〕
  - ・猪名川上流広域ごみ処理施設組合及び丹波少年自然の家事務組合の地方債償還に係る負担金を計上している。
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの〔3カ年平均・9億5,656万円〕
  - ・キセラ川西推進事業に係る市都市整備公社に対する補助金、出在家団地建設事業償還金等を計上している。
- オ 一時借入金の利子〔3カ年平均・165万円〕
  - ・起債前借利子及び水道事業会計からの一時借入金に係る利子額を計上している。

(5) (C) 元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

〔3カ年平均算入額・26億985万円〕

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」には、国・県等からの利子補給、公営住宅使用料及び都市計画税のうち地方債償還額に充当可能な特定財源などの合計額を算入する。

「(C)元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

償還金・準元利償還金に充てられる特定財源

(単位:千円・%)

区 分	25年度 (3カ年平均)	26年度(b) (3カ年平均)	27年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率
ア 国・県等からの利子補給	43,811	29,515	14,914	14,601	49.5
イ 公営住宅使用料	219,055	214,518	216,655	2,137	1.0
ウ 都市計画事業の財源として発行された 地方債償還額に充当した都市計画税	1,510,266	1,443,463	1,403,343	40,120	2.8
エ その他	1,470,593	1,338,393	974,946	363,447	27.2
合 計 (C) 特定財源	3,243,725	3,025,889	2,609,858	416,031	13.7

元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源(3カ年平均額)は26億985万円で、前年度算定に比べ4億1,603万円(13.7%)減少している。これは主に、その他〔不動産売払収入(先行取得用地売払収入)〕で4億5,328万円減少したことによるものである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 国・県等からの利子補給〔3カ年平均・1,491万円〕

・史跡地公有化補助金(国庫補助金・県補助金)を計上している。

イ 公営住宅使用料〔3カ年平均・2億1,665万円〕

・市営住宅使用料のうち、公営住宅建設事業債の元利償還金に充当可能な額を計上している。

ウ 都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税

〔3カ年平均・14億334万円〕

・都市計画税収入額が、都市計画税を充当できるすべての都市計画事業費及び都市計画関連の公債費等(それぞれの特定財源分を除く)に対して、どの程度充当されているかを按分計算した額である。都市計画事業費としては、街路、公園、下水道、キセラ川西整備の各事業及び土地区画整理事業の各事業費、都市計画関連の公債費等分としては、都市計画事業に係る市債の元利償還金、下水道事業への繰出金のうち企業債元利償還金充当分及び市都市整備公社へのキセラ川西推進事業に係る借入金に対する補助金を計上している。

エ その他〔3カ年平均・9億7,494万円〕

・災害援護資金貸付金返還金、(株)パルティ川西貸付金返還金、不動産売払収入による減債基金への積立額及び土地貸付収入等を計上している。

(6) (D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(後年度交付税措置される額) [3カ年平均算入額・36億8,508万円]

「(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」には、地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還に要する経費として普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(準算入公債費の額)を算入する。この額を分子・分母とも控除項目として算入することで、各地方公共団体の実質的な公債費の負担が算出されるように調整している。

「(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」の算定内容及び前年度算定との比較は、次表のとおりである。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円・%)

区 分	25年度 (3カ年平均)	26年度(b) (3カ年平均)	27年度(a) (3カ年平均)	増減 (a)-(b)	増減率	27年度 (単年度)
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	358,149	332,338	291,819	40,519	12.2	234,669
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	151,620	168,657	183,831	15,174	9.0	197,033
災害復旧費等に係る基準財政需要額(一般会計分)	2,395,726	2,482,336	2,499,598	17,262	0.7	2,451,210
災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)	578,837	617,240	655,690	38,450	6.2	710,581
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	7,391	7,395	7,397	2	0.0	7,383
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還金を基礎として算入されたものに限る。)	55,500	53,556	46,752	6,804	12.7	37,502
合 計 (D)基準財政需要額算入額	3,547,222	3,661,523	3,685,087	23,564	0.6	3,638,378

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(3カ年平均)は36億8,508万円で、前年度算定に比べ2,356万円(0.6%)増加している。これは主に、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費で4,051万円減少したものの、災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るもの)で3,845万円、同基準財政需要額(一般会計分)で1,726万円及び事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るもの)で1,517万円増加したためである。

## 4 将来負担比率

### (1) 将来負担比率の概要

将来負担比率は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率」であり、350%が早期健全化基準となっている。

赤字比率・実質公債費比率は、フローベースの財政負担を表す指標であるが、当比率は残高(ストック)ベースでの財政負担を表す指標である。当比率においても、実質公債費比率と同様の考え方に基づいて、将来負担額に対する充当可能財源として都市計画税が算入されている。

#### 【計算式】

<p>(A) 将来負担額( 1)</p>	-	<p>(B) 充当可能財源等( 2)</p> <p>(充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政 需要額算入見込額)</p>
<p>将来負担比率 = <span style="display: inline-block; width: 100%; border-bottom: 1px solid black;"></span></p>		
<p>(C) 標準財政規模 (臨時財政対策債発行 可能額を含む)</p> <p><b>4P 参照</b></p>	-	<p>(D) 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 〔実質公債費比率(D)と同じ額〕</p> <p><b>14P 参照</b></p>

#### 1 (A) 将来負担額〔ア～キまでの合計額〕

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額

#### 2 (B) 充当可能財源等〔ア～ウまでの合計額〕

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

## (2) 将来負担比率の状況

27年度決算における将来負担比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

### 将来負担比率の年度別推移

(単位:%)

比率	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)
将来負担比率	147.3	133.4	114.1	19.3ポイント

### 【27年度決算の状況】

将来負担額 (A)	充当可能財源等 (B)	(A) - (B)	(単位:千円)
96,483,573	66,596,218	29,887,355	
標準財政規模 (C) (臨時財政対策債発行可能額を含む) (4P参照)	元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額(D) (14P参照)	(C) - (D)	将来負担比率
29,815,576	3,638,378	26,177,198	114.1%

### 【(A)将来負担額】

(単位:千円)

年度	地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額	将来負担額合計(A)
25	58,027,583	16,655,153	7,823,155	5,930,754	9,343,472	205,694	97,985,811
26	58,356,039	15,788,323	7,218,487	5,255,727	8,584,486	202,451	95,405,513
27	<b>61,604,386</b>	<b>15,088,687</b>	<b>7,278,278</b>	<b>4,570,223</b>	<b>7,750,545</b>	<b>191,454</b>	<b>96,483,573</b>
増減	3,248,347	699,636	59,791	685,504	833,941	10,997	1,078,060
増減率	5.6%	4.4%	0.8%	13.0%	9.7%	5.4%	1.1%

### 【(B)充当可能財源等】

年度	充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額		充当可能財源等合計(B)
			うち都市計画税	基準財政需要額算入見込額	
25	4,601,096	13,279,145	11,543,837	42,553,334	60,433,575
26	3,782,197	14,394,159	12,880,682	43,231,153	61,407,509
27	<b>5,221,562</b>	<b>16,542,175</b>	<b>14,830,188</b>	<b>44,832,481</b>	<b>66,596,218</b>
増減	1,439,365	2,148,016	1,949,506	1,601,328	5,188,709
増減率	38.1%	14.9%	15.1%	3.7%	8.4%

### 【(A)将来負担額 - (B)充当可能財源等】

年度	将来負担額合計(A)	充当可能財源等合計(B)	差引(A)-(B)
25	97,985,811	60,433,575	37,552,236
26	95,405,513	61,407,509	33,998,004
27	<b>96,483,573</b>	<b>66,596,218</b>	<b>29,887,355</b>
増減	1,078,060	5,188,709	4,110,649
増減率	1.1%	8.4%	12.1%

増減は「27年度 - 26年度」、増減率は「(27年度 - 26年度) / 26年度 × 100」

当年度の将来負担比率は 114.1%(早期健全化基準 350.0%)で、前年度に比べ 19.3 ポイント低下している。これは主に、充当可能財源等が 51 億 8,870 万円(8.4%)増加したことにより、分子全体(将来負担額 - 充当可能財源等)が 41 億 1,064 万円(12.1%)減少したためである。充当可能財源等の増加は、充当可能特定歳入で 21 億 4,801 万円(14.9%)、基準財政需要額算入見込額で 16 億 132 万円(3.7%)及び充当可能基金で 14 億 3,936 万円(38.1%)がそれぞれ増加したことによるものである。

当比率の計算式に示されている「(A)将来負担額」及び「(B)充当可能財源等」の各項目別の算定状況は、次のとおりである〔(C)標準財政規模は 4P、(D)元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は 14P 参照〕。

### (3) (A) 将来負担額〔ア～カの合計額・964 億 8,357 万円〕

「(A)将来負担額」には、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計への地方債の償還に対する繰入見込額や一部事務組合等の地方債償還に対する負担見込額、退職手当負担見込額、さらに外郭団体等に対する負担見込額など、将来、一般会計等の負担となり得ると考えられるものを算入する。

当比率の算定における「(A)将来負担額」は 964 億 8,357 万円で、前年度に比べ 10 億 7,806 万円(1.1%)増加している。これは主に、退職手当負担見込額で 8 億 3,394 万円、債務負担行為に基づく支出予定額で 6 億 9,963 万円、組合等負担等見込額で 6 億 8,550 万円がそれぞれ減少したものの、地方債の現在高で 32 億 4,834 万円が増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

#### ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高〔616 億 438 万円〕

##### 一般会計等に係る地方債現在高

(単位:千円・%)

会 計	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
一 般 会 計	44,727,415	45,690,407	49,885,048	4,194,641	9.2
用地先行取得事業特別会計	6,942,098	5,402,692	3,363,436	2,039,256	37.7
中央北地区土地区画整理事業特別会計	6,358,070	7,262,940	8,355,902	1,092,962	15.0
合 計	58,027,583	58,356,039	61,604,386	3,248,347	5.6

地方債現在高は 616 億 438 万円で、前年度に比べ 32 億 4,834 万円(5.6%)増加している。これは、用地先行取得事業特別会計で 20 億 3,925 万円減少したものの、一般会計で 41 億 9,464 万円(消防債及び教育債等)、中央北地区土地区画整理事業特別会計で

10億9,296万円増加したことによるものである。

なお、算定される「一般会計等」の地方債は、一般会計及び用地先行取得事業と中央北地区土地区画整理事業の各特別会計が対象となる。

イ 債務負担行為に基づく支出予定額〔150億8,868万円〕

債務負担行為に基づく支出予定額

(単位:千円・%)

区 分	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
川西市土地開発公社に委託して行なう 用地先行取得事業	4,482,909	3,952,679	3,307,256	645,423	16.3
川西市都市整備公社事業運営資金	11,795,300	11,236,000	10,676,700	559,300	5.0
出在家団地建設事業	329,048	306,488	283,912	22,576	7.4
救急医療対策事業	47,896	46,342	54,643	8,301	17.9
小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業	0	246,814	766,176	519,362	210.4
合 計	16,655,153	15,788,323	15,088,687	699,636	4.4

支出予定額は150億8,868万円で、前年度に比べ6億9,963万円(4.4%)減少している。これは主に、小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業で5億1,936万円増加したものの、市土地開発公社に委託して行う用地先行取得事業で6億4,542万円、市都市整備公社事業運営資金で5億5,930万円がそれぞれ減少したためである。内訳別にみると、市土地開発公社は公共事業の先行取得用地等の買戻しに要する額、市都市整備公社は当公社が金融機関から借入れているキセラ川西推進事業資金に対する補助額、出在家団地建設事業は市営住宅・出在家団地の譲渡契約に基づく償還額、救急医療対策事業は阪神北広域こども急病センター施設整備における借入金に対する本市負担分、小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業は小学校施設における耐震補強工事費等の割賦払分である。

ウ 一般会計等以外の特別会計(公営企業会計等)に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額〔72億7,827万円〕

公営企業等に対する地方債償還経費の繰入見込額

(単位:千円・%)

会 計	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
水 道 事 業	6,218 (2,072,885)	4,189 (2,094,977)	4,216 (2,108,451)	27 (13,474)	0.6 (0.6)
下 水 道 事 業	6,840,505 (16,443,522)	6,340,005 (15,615,778)	6,443,549 (14,881,177)	103,544 ( 734,601)	1.6 ( 4.7)
病 院 事 業	976,432 (1,244,265)	874,293 (1,039,987)	830,513 (952,426)	43,780 ( 87,561)	5.0 ( 8.4)
合 計	7,823,155 (19,760,672)	7,218,487 (18,750,742)	7,278,278 (17,942,054)	59,791 ( 808,688)	0.8 ( 4.3)

下段の( )は、各企業の年度末現在の地方債残高である。

繰入見込額は72億7,827万円で、前年度に比べ5,979万円(0.8%)増加している。これは主に、下水道事業で1億354万円増加したものの、病院事業で4,378万円減少したことによるものである。



エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額〔45億7,022万円〕

組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

(単位:千円・%)

組合等の名称	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
猪名川上流広域 ごみ処理施設組合	5,910,833 (9,244,789)	5,238,241 (8,197,762)	4,555,172 (7,134,454)	683,069 ( 1,063,308)	13.0 ( 13.0)
丹波少年自然の家 事務組合	19,921 (206,900)	17,486 (181,610)	15,051 (156,320)	2,435 ( 25,290)	13.9 ( 13.9)
合 計	5,930,754 (9,451,689)	5,255,727 (8,379,372)	4,570,223 (7,290,774)	685,504 ( 1,088,598)	13.0 ( 13.0)

下段の ( )は、各組合の年度末現在の地方債残高である。

負担等見込額は45億7,022万円で、前年度に比べ6億8,550万円(13.0%)減少している。これは主に、猪名川上流広域ごみ処理施設組合分が6億8,306万円(13.0%)減少したことによるものである。なお、負担等見込額は、各組合の地方債残高のうち、各組合の規約に基づき本市が負担する額を算定している。

オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額〔77億5,054万円〕

退職手当支給予定額に係る負担見込額

(単位:千円・%)

区 分	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
退職手当支給予定額 (c)	7,989,990	7,322,396	6,699,191	623,205	8.5
組合等積立額 (は積立不足額) (d)	1,353,482	1,262,090	1,051,354	210,736	16.7
負担見込額 (c)-(d)	9,343,472	8,584,486	7,750,545	833,941	9.7

負担見込額は77億5,054万円で、前年度に比べ8億3,394万円(9.7%)減少している。当年度退職手当支給予定額分66億9,919万円は、職員総数1,202人(特別職・公営企業職員含む)のうち、一般会計等に属する839人分(対前年度1人・0.1%減)である。

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額〔1億9,145万円・～の合計〕

出資法人等の損失補償債務等負担見込額〔1億8,948万円〕

出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額

(単位:千円・%)

法人名	負担見込額					備 考 ( 1) (27年度算定内容)		
	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	損失補償債務	ランク ( 2)	算入率
川西都市開発(株)	177,252	177,252	168,039	9,213	5.2	560,131	B	30.0%
(福)阪神福祉事業団	28,239	24,844	21,450	3,394	13.7	21,450	E	100.0%
合 計	205,491	202,096	189,489	12,607	6.2	581,581		

1 算定方法は、財務諸表評価方式で算定し、外形事象評価方式との比較により、算入率の高い方を算入している。

2 ランクは、A～Eまでの5段階で、各ランクの算入率は、Bで30%以上、Eで90%以上である。

負担見込額は1億8,948万円で、前年度に比べ1,260万円(6.2%)減少している。これは主に、川西都市開発(株)に対する負担見込額が921万円減少したためである。内訳別にみると、川西都市開発(株)分は、金融機関からの事業運営資金借入れに対するもの、(福)阪神福祉事業団分は、施設整備費借入れに対するものである。

負担見込額は、標準評価方式又は個別評価方式のいずれかの方法で算定する。当市の場合、標準評価方式のうち財務諸表評価方式で評価しているが、この方式で評価する場合は、外形事象評価方式に基づく評価も併せて行ない、その結果、両方式による債務区分が一致しない場合には、原則として算入率が高い債務区分に分類することとされている。

#### 公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額〔196万円〕

公的信用保証に係る損失補償債務等負担見込額

(単位:千円・%)

公的保証機関名	区 分	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
兵庫県信用保証協会	損失補償債務等負担見込額	203	355	1,965	1,610	453.5
	(損失補償付債務残高)	(33,557)	(19,548)	(14,693)	( 4,855)	( 24.8)

負担見込額は196万円で、前年度に比べ161万円(453.5%)増加している。

見込額の内容は、当市が実施している中小企業振興資金融資制度に際して、融資額の20%を限度として兵庫県信用保証協会と締結している損失補償契約に係るものである。

#### (4) (B) 充当可能財源等〔ア～ウまでの合計額・665億9,621万円〕

「(B) 充当可能財源等」には、将来負担額の控除財源として、充当可能基金額(一般会計等の地方債の償還財源とみなされる基金に限定)、特定財源見込額(転貸債の償還金、公営住宅の賃貸料、都市計画税の収入額、その他の特定歳入)及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(普通交付税の算定における基準財政需要額に算入される償還金等の経費)の合計額を算入する。

「(B) 充当可能財源等」は665億9,621万円で、前年度に比べ51億8,870万円(8.4%)増加している。これは、充当可能特定歳入で21億4,801万円、基準財政需要額算入見込額で16億132万円及び充当可能基金で14億3,936万円がそれぞれ増加したためである。

各項目別の内容は、次のとおりである。

ア 地方債の償還額等に充当可能な基金〔52億2,156万円〕

地方債の償還額等に充当可能な基金(貸付金等を除いた額)

(単位:千円・%)

基金名	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
財政基金	835,744	835,954	1,166,158	330,204	39.5
減債基金	1,528,120	472,805	1,266,691	793,886	167.9
公共施設等整備基金	271,347	571,547	642,978	71,431	12.5
社会福祉基金	221,022	231,637	225,962	5,675	2.4
地域福祉基金	382,894	382,894	382,894	0	0.0
文化振興基金	213,313	213,403	217,194	3,791	1.8
緑化基金	130,750	131,190	144,112	12,922	9.8
ごみ減量化・再資源化対策基金	98,388	98,499	102,409	3,910	4.0
奨学基金	25,604	25,604	25,604	0	0.0
介護保険給付費準備基金	867,745	787,895	939,652	151,757	19.3
農業共済事業基金	5,144	5,116	5,012	104	2.0
母子及び父子福祉応急資金貸付基金	1,155	1,163	1,165	2	0.2
ふるさとづくり基金	19,870	24,490	101,733	77,243	315.4
合計	4,601,096	3,782,197	5,221,564	1,439,367	38.1

充当可能基金は、各年度末残高から出納整理期間中の増減を加味し、さらに要返還額、貸付金を除いた額である。

充当可能な基金は52億2,156万円で、前年度に比べ14億3,936万円(38.1%)増加している。なお、基金からの充当可能額については、当年度末現在の基金残高37億8,209万円(母子及び父子福祉応急資金貸付基金は貸付額を除く)から、出納整理期間中の積立て及び取崩しによる増加額14億3,947万円を加味した額を算定している。

イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入〔165億4,217万円・～の合計〕

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金〔7億6,459万円〕

地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還見込額

(単位:千円・%)

貸付金の償還金の名称	償還見込額					備考(貸付残高) (27年度末)
	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率	
市街地再開発事業無利子貸付金	165,650	151,350	137,050	14,300	9.4	137,050
市街地再開発事業有利子貸付金	639,876	599,720	559,564	40,156	6.7	559,564
災害援護資金	111,766	105,807	67,977	37,830	35.8	177,699
合計	917,292	856,877	764,591	92,286	10.8	874,313

償還見込額は7億6,459万円で、前年度に比べ9,228万円(10.8%)減少している。

内訳別にみると、市街地再開発事業無利子貸付金は、阪急川西能勢口駅前地区第二工区市街地再開発事業(パルティK2・組合施行)の清算処理に伴って、(株)パルティ川西に貸し付けたもので、同有利子貸付金も同社に対する従来の短期貸付を長期貸付に変更した際の貸付金である。災害援護資金は、貸付残高1億7,769万円のうち、6,797万円を償還見込額(回収見込率38.3%)として計上している。

公営住宅の賃貸料〔9億4,739万円〕

公営住宅の賃貸料充当見込額

(単位:千円・%)

賃貸料の名称	充当見込額					地方債現在高 (27年度末)	3カ年 平均充当率 (27年度)
	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率		
市営住宅使用料	816,996	656,600	947,396	290,796	44.3	1,466,558	64.6

充当見込額は9億4,739万円で、前年度に比べ2億9,079万円(44.3%)増加している。

当該特定財源は、当年度末の公営住宅建設事業債の現在高等に対する過去3カ年における住宅使用料の平均充当率を乗じて算出(住宅使用料を、住宅施設の維持管理に要する経費に充当後、その残余额を当該地方債の償還額等への充当可能額として算定)している。

都市計画税収〔148億3,018万円〕

都市計画事業に係る地方債現在高等に対する都市計画税収の充当見込額

(単位:千円・%)

区 分	25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
都市計画事業に係る地方債の現在高等 (A)	29,675,673	29,207,896	30,327,582	1,119,686	3.8
都市計画事業費・都市計画事業費に係る地方債の元利償還金等への都市計画税の3年間平均充当率 (B)	38.9%	44.1%	48.9%	4.8ポイント	-
充当見込額 (A)×(B)	11,543,837	12,880,682	14,830,188	1,949,506	15.1

充当見込額は148億3,018万円で、前年度に比べ19億4,950万円(15.1%)増加している。これは、都市計画事業に係る地方債の現在高等が11億1,968万円増加し、都市計画税の平均充当率が48.9%と4.8ポイント上昇したためである。

当該充当見込額の算定は、都市計画事業費から同経費に充当した特定財源(都市計画税収入は除く)を控除し、これに、都市計画事業に係る地方債の元金償還金等を加えた額に対して、都市計画税収入がどの程度充当(3カ年平均)されているかを求め、都市計画事業に係る地方債の現在高等にこの充当率を乗じて算出している。

ウ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額〔448億3,248万円〕

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(単位:千円・%)

費目	測定単位	算入見込額				
		25年度	26年度(b)	27年度(a)	増減(a)-(b)	増減率
1 消 防 費	人 口	30,855	25,640	23,420	2,220	8.7
2 道 路 橋 り よ う 費	道路の延長	309,294	249,163	206,850	42,313	17.0
3 下 水 道 費	人 口	2,822,991	2,806,886	2,724,012	82,874	3.0
4 その他の土木費	人 口	145,874	46,409	11,814	34,595	74.5
5 小 学 校 費	学 級 数	403,281	351,681	306,199	45,482	12.9
6 中 学 校 費	学 級 数	25,271	23,017	20,556	2,461	10.7
7 社 会 福 祉 費	人 口	0	0	4,270	4,270	皆増
8 保 健 衛 生 費	人 口	252,888	164,942	256,649	91,707	55.6
9 清 掃 費	人 口	26,096	15,324	4,141	11,183	73.0
10 地 域 振 興 費	人 口	347,035	407,475	934,388	526,913	129.3
11 公 債 費		38,189,749	39,140,616	40,340,182	1,199,566	3.1
合 計		42,553,334	43,231,153	44,832,481	1,601,328	3.7

算入見込額は448億3,248万円で、前年度に比べ16億132万円(3.7%)増加している。  
算入見込額の主なものは、公債費403億4,018万円、下水道費27億2,401万円である。

公債費の主なものは、次のとおりである。

臨時財政対策債償還費	248億1,089万円
東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	61億1,841万円
公害防止事業債償還費	53億9,270万円
減税補てん債償還費	13億7,481万円
財源対策債償還費	11億8,623万円

## 資金不足比率の状況

### 1 資金不足比率（公営企業ごとに算定）

#### (1) 資金不足比率の概要

資金不足比率は、「公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率(各会計ごとに算定)」である。当比率において使用する「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業においては、基本的に「流動負債が流動資産を超える場合、その超える額」としており、従来の再建制度において赤字額として用いてきた「不良債務」と同様の考え方である。

【計算式】	
資金不足比率	= $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
資金の不足額	= [流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - 控除引当金等(経過措置) - PFI建設事業費等] + 算入地方債の現在高 - [流動資産の額 - 控除財源 - 控除額 + 貸倒引当金(経過措置)] ( - 解消可能資金不足額)
事業の規模	= 営業収益の額 + 指定管理者の利用料金収入の額 - 受託工事収益の額

### (公営企業会計)

#### 資金剰余額・資金不足額(27年度決算)

(単位:千円)

会計	流動資産等 (1) (a)	流動負債等 (2) (b)	算入地方債の 現在高 (3) (c)	資金剰余額 (資金不足額) (d)=(a)-(b)-(c)	解消可能 資金不足額 (4) (e)	資金剰余額 (解消可能資金不足額を 加味した資金不足額) (f)=(d)-(e)
水道事業	4,399,856	512,576	0	3,887,280	0	3,887,280
下水道事業	2,352,157	349,343	2,190	2,000,624	0	2,000,624
病院事業	736,870	1,353,274	0	616,404	0	616,404
合計	7,488,883	2,215,193	2,190	5,271,500	0	5,271,500

#### 事業の規模(27年度決算)

(単位:千円)

区分	営業収益 (g)	指定管理者 料金収入 (h)	受託工事収益 (i)	事業の規模 (j)=(g)+(h)-(i)	資金不足比率
水道事業	3,057,061	0	49,566	3,007,495	-
下水道事業	2,261,891	0	0	2,261,891	-
病院事業	4,439,266	0	0	4,439,266	13.8%
合計	9,758,218	0	49,566	9,708,652	

各公営企業会計の決算書を基に決算統計の数字を用いて算定している。

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 流動資産等     | 流動資産の額 - 控除財源 - 控除額 + 貸倒引当金(経過措置)   |
| 2 流動負債等     | 流動負債の額 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - 控除引当金等(経過措置)<br>- PFI建設事業費等  |
| 3 算入地方債の現在高 | 建設改良費・準建設改良費(地方債に関する省令第12条に規定するもの)以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当年度決算における残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額 |
| 4 解消可能資金不足額 | 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額   |

## (2) 資金不足比率の状況

当年度の公営企業会計(水道、下水道及び病院事業会計で、いずれも地方公営企業法適用企業)における資金不足比率の状況及び前年度との比較は、次表のとおりである。

資金不足比率の年度別推移

(単位:千円)

区 分	会計名	25年度	26年度(B)	27年度(A)	増減(A)-(B)
資金不足比率( ) (資金不足額 / 事業規模 経営健全化基準20.0%)	水道事業	-	-	-	-
	下水道事業	-	-	-	-
	病院事業	16.0%	25.8%	13.8%	12.0ポイント
資金剰余額 ( 資金不足額)	水道事業	3,749,759	3,844,885	3,887,280	42,395
	下水道事業	1,566,369	1,698,599	2,000,624	302,025
	病院事業	610,861	1,018,360	616,404	401,956

資金不足額を正の値として算定し、資金剰余額が生じている場合「-」で表示している。

公営企業3会計のうち、水道事業で38億8,728万円、下水道事業で20億62万円の資金剰余額が生じているが、病院事業においては6億1,640万円の資金不足額が生じている。

病院事業の資金不足比率〔事業規模(医業収益)に対する資金不足額の割合〕は13.8%で、前年度の25.8%に比べ12.0ポイント低下(改善)している。前年度において、比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する経営健全化基準である20.0%以上となり、経営健全化団体となったことで、同法に基づく個別外部監査を受け、経営健全化計画(平成27年度から30年度までの4カ年計画)を策定しており、計画の初年度にあたる当年度は、経営健全化基準の20.0%及び計画比率15.1%を下回り、大幅に改善している。

比率改善の主な要因は、分子の資金不足額(6億1,640万円)が、流動負債で、金融機関からの一時借入金が対前年度2億9,300万円(24.6%)減となり、流動資産の未収金(保険請求分等)が1億1,378万円(19.4%)増となったことで、資金不足額が4億195万円(39.5%)減少するとともに、分母である事業規模(医業収益)が5億14万円(12.7%)増加したためである。

分母の事業規模(医業収益)の増は、病院事業の診療体制の充実や救急搬送患者の積極的な受入等で患者数が増加したためであるが、分子の資金不足額の減は、経営健全化計画における市との調整等により、病院の収支改善のため市繰入金5千万円の追加とともに、7億円の長期貸付の財源措置が行われ、比率に影響する金融機関からの一時借入金4億円を当年度末で返済したためである。

病院事業の当年度の決算状況を見ると、医業収支は改善しているが(医業損失が対前年度8,561万円減少)、依然として9億7,856万円と多額の医業損失を計上している。医業収支の大幅な改善が見込めるとは言い難い中で、市と病院は、病院事業の経営状況について一層の情報共有及び調整を行い、引き続き具体的な資金不足の解消方法、計画の実行に向けた取組みを行われたい。

参考資料

阪神7市における比率の推移について

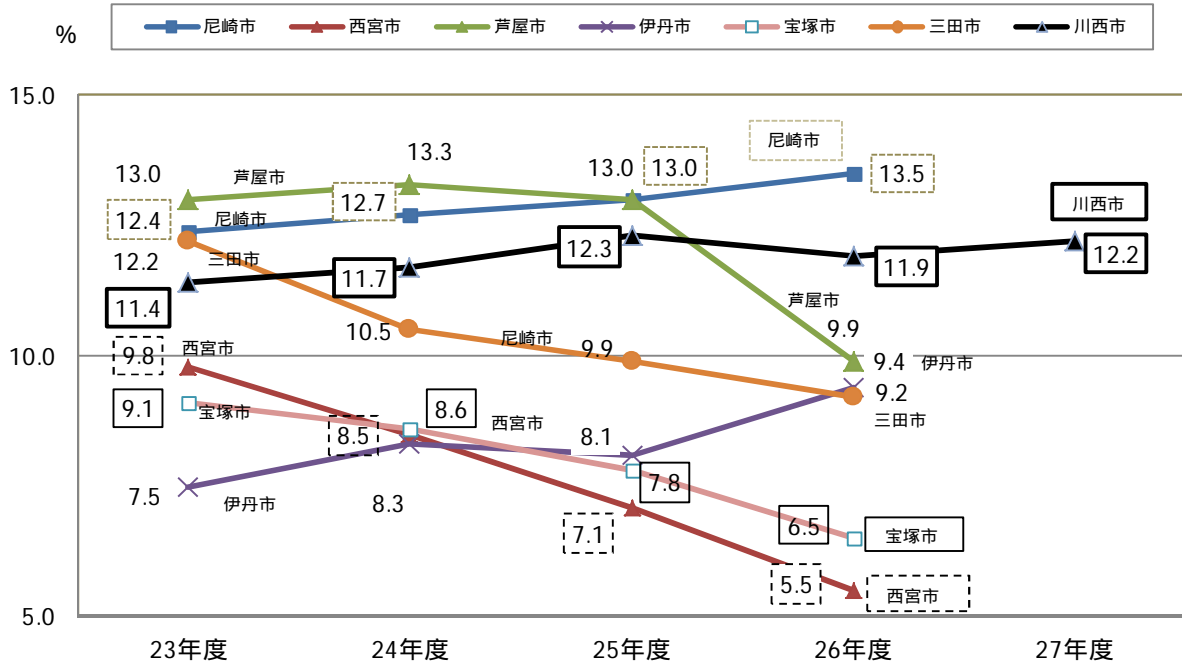
阪神7市における実質公債費比率及び将来負担比率〔平成23～26年度(川西市のみ27年度まで)〕の推移は、次のとおりである。

総務省の「地方財政状況調査資料」等により作成

阪神7市：尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市

(1) 実質公債費比率

実質公債費比率の年度別推移 (阪神7市)



(2) 将来負担比率

将来負担比率の年度別推移 (阪神7市)

